

土浦市日中サービス支援型指定共同生活援助事業者による土浦市地域自立支援協議会への報告等に関する実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「運営基準」という。）第213条の10第6項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者から協議会等への報告及び協議会等による評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）協議会 土浦市地域自立支援協議会設置要綱（平成19年土浦市告示第161号）第1条の土浦市地域自立支援協議会をいう。
- （2）事業者 市内に所在する運営基準第213条の2の日中サービス支援型指定共同生活援助事業者をいう。
- （3）サービス 運営基準第213条の2の日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。

（協議会への報告）

第3条 事業者は、協議会に対し、協議会が別に定める期日までに、サービスの実施状況等を報告しなければならない。

2 前項の規定による報告（以下「報告」という。）は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業実施状況報告書（様式第1号）により行うものとする。

3 報告は、年に1回以上を目途として、定期的に行うものとする。

（協議会からの評価）

第4条 協議会は、報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、当該報告をした事業者の評価（以下この条において「評価」という。）をするものとする。

2 協議会は、評価をするにあたり、必要があると認めるときは、報告をした事業者に対し、追加書類を求め、又は協議会の会議に出席してサービスの実施状況等に係る説明をするよう求めることができる。

3 協議会は、評価をしたときは、事業者に対し、評価の結果を示すとともに、必要に応じて要望又は助言を付するものとする。

4 事業者は、評価並びに前項の要望及び助言（次条において「評価等」という。）の内容を尊重し、当該事業における質の向上に努めるものとする。

（記録の保存及び公表等）

第5条 事業者は、運営基準第213条の11の規定により準用する運営基準第75条第2項の規定により、報告及び評価等に係る記録を5年間保存しなければならない。

2 事業者は、報告並びに評価等に係る記録及びサービスの実施状況等を積極的に公表するものとする。この場合において、事業者は、個人情報情報が漏えいしないよう留意しなければならない。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年9月13日から施行する。